

# 品質表示基準の見直しについて

## 「純製ラード」

## 純製ラード品質表示基準の見直しについて（案）

平成20年10月3日

農 林 水 産 省

### 1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）について、所要の見直しを行う。

### 2 内容

純製ラードは、消費者向けの製品がごく僅かなこと、名称規制については消費者に重大な誤認を与えないことから、加工食品品質表示基準別表4の名称規制の対象から削除するとともに、これにより表示内容については加工食品品質表示基準とほぼ同様となるので、純製ラード品質表示基準は廃止する。

## 純製ラード品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1673号  
改正 平成16年 7月14日農林水産省告示第1360号  
改正 平成16年10月 7日農林水産省告示第1821号

(趣旨)

第1条 純製ラード(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
純製ラード	次に掲げるものをいう。 1 食用油脂(食用植物油の日本農林規格(昭和44年3月31日農林省告示第523号)第2条に規定する香味食用油を除く。以下同じ。)のうちの精製(脱酸、脱色、脱臭等をいう。)した豚脂を急冷練り合わせし、又は急冷練り合わせしないで製造した固状又は流動状のもの 2 1に香料等(乳化剤を除く。)を加えたもの

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「純製ラード」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 原材料の豚脂は、「豚脂」と記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

附 則(平成12年農林水産省告示第1673号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年農林水産省告示第1360号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(加工食品品質表示基準の一部改正)

2 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第530号)の一部を次のように改正する。

別表3中精製ラードの項を次のように改める。

純製ラード	純製ラード品質表示基準 (平成12年12月19日農林水産省告示第1673号)第3条第1号
-------	---

附 則(平成16年農林水産省告示第1821号)

この告示は、公布の日から施行する。